

横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条に基づく  
安全性の認定に関する要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日 建建防第 5420 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日 建建防第 3635 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 22 条に規定する建築物の地震に対する安全性に係る認定（以下「安全性の認定」という。）に関する手続きについて、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）、横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 26 年横浜市規則第 46 号。以下「施行細則」という。）及び横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱（平成年 4 月 25 日建建企第 294 号。以下「施行細則取扱要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法、省令、施行細則、施行細則取扱要綱に定めるところによる。

(認定の対象建築物)

第 3 条 本要綱の対象となる建築物は、横浜市が単独で所有権を有するもの以外のものとする。

(事前相談)

第 4 条 安全性の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請をする前に、市長と相談するものとする。ただし、施行細則取扱要綱第 5 条第 3 項第 4 号の表に掲げる要綱に基づく事業又は制度を利用している場合等で市長が不要と認めるときはこの限りではない。

2 申請者は、耐震改修工事を行う前に前項の相談を行うよう努めるものとする。

(現場検査)

第 5 条 市長は、前条の事前相談を受けたときは、申請者と協議の上、現場検査を行い、現況図面との整合等を確認するものとする。ただし、第 6 条の完了検査又はこれと同等以上と市長が認める検査を行ったものについては、当該検査時に現場検査に代えることができる。

(耐震改修に係る中間検査及び完了検査)

第 6 条 第 4 条の事前相談をした申請者は、認定対象建築物が法第 22 条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして、これから耐震改修工事を行い、安全性の認定を申請する場合、耐震改修工事検査依頼書（第 1 号様式）により、市長に対し、中間検査及び完了検査の依頼をすることができる。

2 申請者は、中間検査希望日の 7 日前までに耐震改修工事検査依頼書（第 1 号様式）を提出し、中間検査日までに工事監理（施工）状況報告書（第 2 号様式）を提出する。

3 市長は、中間検査日に現場検査を実施し、設計図書どおりに工事が行われていることが確認できない場合には工事監理者又は施工者に対し報告等を求めることができる。

- 4 申請者は、完了検査希望日の7日前までに耐震改修工事検査依頼書（第1号様式）を提出し、完了検査日までに工事監理（施工）状況報告書を提出する。
- 5 市長は、完了検査日に現場検査を実施し、設計図書どおりに工事が行われていることが確認できない場合には工事監理者又は施工者に対し報告等を求めることができる。
- 6 市長は、工事が適切に行われていることを確認するために必要と認める場合は、工事写真、品質証明書、試験の成績表等の書類を申請者に求めることができる。

（安全性の認定申請）

第7条 耐震関係規定に適合するものとして、安全性の認定の申請を行う場合は、省令第33条第1項に規定する認定申請書の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。ただし市長が不要と認めるものについてはこの限りではない。

(1) 対象建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として次のいずれかに掲げる書類  
ア ガイドラインに基づき指定確認検査機関が耐震関係規定への適合を確認したことを証する書類

イ 検査済証の交付を受けていることを証する書類

(2) 省令第33条第1項に規定する次のいずれかの書類

ア 構造計算書及び図面等（省令第33条第1項第1号に定める図書）

イ 検査済証（省令第33条第1項第2号の国土交通大臣が定める書類）

(3) 施行細則取扱要綱第5条第2項各号に掲げる書類

2 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして安全性の認定の申請を行う場合は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、これをしなければならない。ただし市長が不要と認めるものについてはこの限りではない。

(1) 木造の部分をもつ建築物については省令第33条第2項第1号に規定する認定申請書の正本及び副本並びに木造の構造部分の状況を記載する様式の正本及び副本に、木造の部分をもたない建築物については同認定申請書に、それぞれ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出すること。

ア 省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書（建築物の区分等に応じて定められた事項を明示したもの）

イ 施行細則第5条第2項各号に掲げる書類

(2) 省令第33条第2項第2号に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出すること。

ア 検査済証

イ 施行細則第5条第3項各号に掲げる書類

（適合不明通知）

第8条 申請図書の内容を審査した結果、当該申請が耐震関係規定又は法第22条第2項の国土交通大臣の定める基準に適合することを確認できなかった場合は、適合不明通知書（第3号様式）をもって申請者に通知するものとする。

（認定建築物の公表）

第9条 市長は安全性の認定を受けた建築物について、安全性の認定を申請した者又は市長がそれと同等と認めた者の同意を得た上で、当該建築物の概要を市のホームページで公表することができる。

2 公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の名称
- (2) 建築物の用途
- (3) 建築物の位置
- (4) 認定年月日
- (5) 認定番号
- (6) 建築物の写真

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日建建防第 4748 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日建建防第 4945 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日建建防第 3635 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

耐震改修工事検査依頼書

横浜市長

申請者 住所 〒

氏名

電話

横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条に基づく地震に対する安全性に係る認定に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、耐震改修工事の 中間検査（第 回） ・ 完了検査 を受けた  
いので次のとおり依頼します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 検査内容（中間検査のみ）

4 検査希望日

令和 年 月 日

5 添付書類

- ・耐震改修工事に係る図面等
- ・工程表
- ・連絡先リスト（耐震改修、工事監理を行う事業者の担当者の連絡先をまとめたもの）

※工程表及び連絡先リストは1回目の中間検査時のみ提出

### 工事監理（施工）状況報告書

提出日	年            月            日
建築物の名称	
建築物の所在地	横浜市                            区
申請者	住所
	氏名
報告者 (原則、工事監理者)	住所
	氏名
	電話                            (                            )
構造・階数	RC・SRC・S・W造    地上                            階    地下                            階
今回の検査工程	
報告 内 容	<input type="checkbox"/> 設計図書のとおり実施されていることを確認しました。
	<input type="checkbox"/> 不具合がありましたので、下記のとおり是正しました。

受理欄	市担当者    コメント欄                            (検査実施日            年            月            日)		
決 裁 欄	課            長	係            長	担            当

※ 報告書には、以下を添付してください。

- ・検査を行う箇所が分かる図面
- ・工事監理（施工）状況チェックシート

※ 完了検査の際に下記の資料を提出していただきます。なお、中間検査時にも提示していただく場合があります。

コンクリート、鋼材、その他材料の品質、強度等の品質証明書及び材料試験の成績表、施工写真等

工事監理（施工）状況報告書

提出日	年 月 日
建築物の名称	
建築物の所在地	横浜市 区
申請者	住所
	氏名
報告者 (原則、工事監理者)	住所
	氏名
	電話 ( )
構造・階数	RC・SRC・S・W造 地上 階 地下 階
今回の検査工程	
報告内容	<input type="checkbox"/> 設計図書のとおりを実施されていることを確認しました。
	<input type="checkbox"/> 不具合がありましたので、下記のとおり是正しました。

受付欄	指摘事項	指摘内容
	有 ・ 無	
	検査実施日 年 月 日	

様

横浜市長

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条に基づく認定  
適合不明通知書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定に基づき申請のありました次の建築物につきましては、横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条に基づく安全性の認定に関する要綱第8条の規定に基づき、耐震関係規定または同法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準への適合が確認できなかった旨を通知します。

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築物の位置

3. 建築物の概要

①用途

②延べ面積

③その他の事項

4. 適合不明の事由